

様式1

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 篤仁会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 静岡県静岡市葵区北安東5丁目28番1号
- (3) 設立認可年月日 平成5年7月5日
- (4) 設立登記年月日 平成5年7月14日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	清水産婦人科クリニック	2214111300	静岡県静岡市葵区北安東5丁目28番1号	一般病床 2床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議委員会で議決又は同意した事項
- 令和7年5月26日 令和6年度決算の決定
- 令和8年3月31日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定
- 〃 令和8年度の借入金額の最高限度額の決定
- 〃 理事・監事の重任

様式2

法人名 医療法人社団 篤仁会
所在地 静岡市葵区北安東5丁目28-1

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	276,428千円
2. 負 債 額	3,236千円
3. 純 資 産 額	273,192千円

(内 訳) (単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	135,092
B 固 定 資 産	141,336
C 資 産 合 計 (A + B)	276,428
D 負 債 合 計	3,236
E 純 資 産 (C - D)	273,192

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		

様式3-2

法人名 医療法人社団 篤仁会

※医療法人整理番号

所在地 静岡市葵区北安東5丁目28-1

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	135,092	I 流 動 負 債	3,236
II 固 定 資 産	141,336	II 固 定 負 債	
1 有形固定資産	135,932	負 債 合 計	3,236
2 無形固定資産	450	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	4,954	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 積 立 金	268,192
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	273,192
資 産 合 計	276,428	負債・純資産合計	276,428

様式4-2

法人名 医療法人社団 篤仁会

※医療法人整理番号

所在地 静岡市葵区北安東5丁目28-1

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	67,732
2 事業費用	85,100
本来業務事業損失	17,368
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	-
事業損失	17,368
II 事業外収益	9,796
III 事業外費用	500
経常損失	8,072
IV 特別利益	-
V 特別損失	23,422
税引前当期純損失	31,494
法人税等	87
当期純損失	31,581

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 篤仁会

理事長 清水篤 殿

私、呉俊龍は、医療法人篤仁会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 8 年 5 月 18 日

医療法人社団 篤仁会

監事 呉俊龍